

業務遂行規則
分類 人事6-③
制定 平成17年 3月31日
改定 平成20年 4月 1日

承認	審査	作成
経営執行会議	人材開発本部長	人事G

次世代育成支援行動計画

平成20年3月31日

株式会社ハイマックス

社員が仕事と子育てを両立させることができる環境、並びに社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため次の行動計画を策定した。

1. 計画期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日

2. 内容

- (1) 子の出生時に父親である社員が休暇を取得できることを周知する。
- (2) 男性社員も育児休業を取得できることを周知する。
- (3) 女性社員の育児休業取得率を90%以上とする。

3. 対策

- (1) 産休対象者に育児休業制度を説明する。⇒平成20年4月から
- (2) この計画を会社の「業務遂行規則」に制定する。⇒平成20年4月から
- (3) 社内ポータルサイトに掲示する。⇒平成20年10月から